

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120070	ITパスポート試験の一部免除措置について	情報処理技術者試験規則(昭和四十五年省令第五十九号)	現在、ITパスポート試験は、情報処理技術者試験規則に基づき実施されている。		IT企業の集積している渋谷区において、ITを駆使できる高度なスキルを持った人材の育成を促進し、雇用の創出や起業の促進を図る。具体的には【初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の構造改革特別区域における特例措置】と同様に一部の講座の受講の条件を満たした受講生に対し、ITパスポート試験の一部免除を実施する。	【具体的な実施内容】 ・講座修了者に対するITパスポート試験の一部免除 【期待される効果】 ①高いITスキルを有した人材の増加 ②学生の就職支援や社会人のキャリアアップを推進 ③渋谷区におけるベンチャー企業成長促進や起業家の増加一部免除を実施する。	C	Ⅲ	ITパスポート試験は、初級システムアドミニストレータ試験や基本情報技術者試験等のように午前試験と午後試験には分かれおらず、一括した試験となっているため、試験の一部を免除するということとはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	ご回答いただいたような試験免除ではなく、[ストラテジ系]の基準点(30%以上)を緩和する。ただし、合計得点の基準(60%以上)は、維持とする形で、資格の信頼性を担保させる。以上のような措置により、IT分野における雇用拡大の実現に寄与させたい。	1 0 7 3 0 6 0	株式会社パソナグループ シャドーキャピネット	東京都	経済産業省	
1120080	リサイクル料金の前払い制導入等	特定家庭用機器再商品化法	・小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合は、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、収集及び運搬に際し、料金を請求することができる。 ・製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に際し、料金を請求することができる。 ・小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合、特定家庭用機器として再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。		現行法で規定されているリサイクル料金の後払いの問題点に鑑みて、これを前払いにするとともに小売りのリユースを制限することを提案する。	家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売業者との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって廃家電が行方不明になることが多く、不法投棄や金属だけを抜き取って外国に売られるなどの弊害をもたしている。この廃家電を正規ルートから外さないためにも排出者にはリサイクルしやすく、小売業者には確実に廃家電を製造者に引き渡すことができるような仕組みを作ることが重要であり、リサイクル料金の前払い制とともに小売業者が製造者に廃家電を再度使用(リユース)するしないに関わらず引き渡すべきだと考える。 提案理由: 廃家電が非正規ルートへ流れることは廃家電に含まれる金属資源を失うことである。希少資源大国を目指す日本国の競争力に関わる問題である。リサイクル料金後払いでは排出者は主に買い替えの時にきちんとリサイクルに出すが、それ以外は非正規ルートへつながる不法回収者へ渡してしまうことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った方が良いと考える。	C	I	平成18年4月に、家電リサイクル法施行から丸5年が経過し、法に規定する見直しの時期を迎えたことから、同年6月から産業構造審議会及び中央環境審議会の合同委員会において家電リサイクル制度の施行状況の調査・検討が行われ、平成20年2月に報告書が取りまとめられた。同報告書において、リサイクル費用の回収方式については、引取台数の差による増加や不法投棄台数の減少傾向など着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、家電リサイクル法ルールへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じていくことが適当であるとされた。これを受けて、経済産業省及び環境省では、メーカーによるリサイクル料金の引下げや小売業者による引取り・引渡しの一層の適正化、廃棄物処理法等の厳正な運用などの施策を実施・推進しているところである。また、循環型社会形成推進基本法では、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルよりも優先されるべきと定められており、適正なリユースは引き続き促進されるべきである。同報告書において、3R推進や消費者の排出利便性の向上の観点から、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましいとされた。このため、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保し、リサイクルされるべき廃家電とリユース品として扱うことが適当なものと排出家電を適切に仕分ける基準を作成するためのガイドラインを策定したところであり、小売業者による引取り・引渡しを踏まえた適切な仕分け基準の作成・運用を推進するなど、引き続き、適正なリユースの促進に向けて取り組んでまいりたい。			1 0 8 0 1 0	個人	神奈川県	経済産業省 環境省	